

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度。

就業期間	手数料の返金額
1ヶ月以内の退職	手数料の50%を返金
2ヶ月以内の退職	手数料の25%を返金
3ヶ月以内の退職	手数料の10%を返金

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用いたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社翔栄ワークシステム